

荷主の  
皆様

# 安定的な輸送力の確保のため「標準的な運賃」と「燃料サーチャージ」にご理解ください!!

— 持続可能な物流を実現し、荷主の皆様の輸送ニーズに的確に対応するために —

## 標準的な運賃とは？

トラックドライバーは、他産業に比べ低賃金・長時間労働の状況にあり、慢性的な人材不足に陥っております。

こうした背景を踏まえ、重要な社会インフラである物流が滞ることがないよう、国土交通大臣は、令和2年4月「標準的な運賃」を告示しました。

この「標準的な運賃」はトラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、**安定的な輸送力を確保**するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。荷主の皆様、ドライバーの労働環境を改善し持続可能な物流を実現するため、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただくとともに、「燃料サーチャージ」の導入についてもご協力くださいますようお願い申し上げます。

トラックドライバーは、  
**日本の物流を**  
24時間365日止めません



標準的な運賃は、  
左記の二次元コードから  
ご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃

検索



## 「2024年問題」をご存じですか？

トラックドライバーの働き方改革の施策として、**令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制(年960時間)**が始まります。

これにより、ドライバーの拘束時間が短縮となり長時間労働も是正され、労働環境の改善により人材確保につながることを期待されますが、一方で、現在に比べ**輸送時間も制約**されることから、運送事業者には、より一層の業務の効率化を図り生産性を向上させるなどの対策が必要となります。荷主の皆様、契約外の付帯作業の見直しや待機時間の削減など、従来の商慣習を見直し、事前に十分な対策を講じなければ、現状の輸送体制の維持が困難となる場合があります。このことが物流業界の「**2024年問題**」と称されており、早急に取り組むべき課題となっています。自社の輸送体制の在り方を見直し、効率化を進めていきましょう。



道民の願い 交通安全

公益社団法人 **北海道トラック協会**

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215

ホームページもご覧ください <http://www.hta.or.jp>

携帯からはこちら→

